

令和 年 月 日

(利用希望者)

個人情報の取り扱いについて

福井県は、この利用申込書に記載された個人情報等について、福井県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。
なお、個人を特定できない方法により、利用実績の把握等を目的とした統計的資料作成に使用することがあります。

福井県地域戦略部交通まちづくり課

住 所 都 道 市 丁目
府 県 郡 町 村

氏 名

連絡先 (携帯・自宅) - -

終了予定時刻 (最長90分間) 午前 午後 時 分

車 種

本日のEV利用目的 (主なもの1つ)

レジャー ビジネス
買い物 ・ 観光 ・ 通勤 ・ 充電のみ

その他 ()

「電気自動車用急速充電器」利用申込書

私は、電気自動車用急速充電器を利用したいので、下記の利用条件を承諾のうえ申し込みます。

記

(利用条件)

- 1 「電気自動車急速充電器」のご利用について (裏面) に同意すること。
- 2 電気自動車の充電以外には利用しないこと。
- 3 充電器の利用方法をよく確認し、適正かつ善良に利用すること。
- 4 充電後は、充電コネクタとケーブルを元の場所に格納し、鍵をかけること。
- 5 利用後は、鍵を窓口に返却すること。
- 6 利用後は、次の利用者に配慮し、すみやかに車を移動させること。
- 7 充電器の利用に際し、事故や故障等が発生したときは、すみやかにえちぜん鉄道職員に知らせること。
- 8 充電器利用に伴う事故やトラブル等については、利用者の責任で解決すること。
- 9 鍵を紛失した場合は、実費1,080円を支払うこと。
- 10 その他、えちぜん鉄道職員の指示に従うこと。

「電気自動車用急速充電器」のご利用について

本日は、「電気自動車用急速充電器」をご利用いただきありがとうございます。

この充電器は、皆様に安心して電気自動車をご利用いただくことができるよう、福井県が、えちぜん鉄道の協力を得て整備したものです。誰もが気持ちよく利用できるよう、下記の利用規定を必ずお守りください。

記

(利用時間)

第1条 充電器の利用時間は、午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、管理の都合上変更になる可能性があります。

2. 一回当たりの利用時間は最長90分までとします。

3. えちぜん鉄道は、必要と認める場合は、充電器の利用時間を変更し、または利用を制限することができます。

(利用申請)

第2条 利用者は、急速充電器利用申請書に必要事項を記入し、本規定に同意するものとします。

(対象車両)

第3条 充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検証を備えている電気自動車とします。

(人体への影響)

第4条 利用者は、心臓ペースメーカなど埋込型の医療機器を使用している場合には、充電器の利用の際に十分に距離をとるなどの注意をしてください。

(禁止行為)

第5条 利用者は次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) 電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用すること。

(2) 充電の完了後、充電スペースに駐車し続けること。

(3) 充電スペースに駐車中、他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。

(4) 他の自動車の駐車および通行を妨げること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の制限)

第6条 えちぜん鉄道は、次の各号に該当する場合には、充電器の利用を中止、または制限することができます。

(1) 利用者が、充電器の設備を汚損し、またはき損するおそれがある場合

(2) 利用者が、管理者であるえちぜん鉄道の指示に従わない場合

(3) 利用申請書の記載に虚偽の内容がある場合

(4) 太陽光発電による蓄電池容量が十分に満たない場合

(5) その他充電器の管理上支障があると認められた場合

(指示)

第7条 えちぜん鉄道は、充電器の管理のため必要があると認められる場合は、利用者に対し管理上必要な指示を行うことができます。利用者はこの指示に従ってください。

(報告義務)

第8条 利用者は、充電器の不具合を発見した場合または利用中に充電器に不具合が生じた場合は、えちぜん鉄道に直ちに報告してください。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意または過失により充電器の設備を汚損し、またはき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第10条 利用者は、充電器を自己責任のもとで利用するものとし、利用中における車両の盗難、損傷および駐車場内の事故による損害、充電中の事故または充電器の利用に伴う車両への損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、福井県およびえちぜん鉄道は一切の責任を負いません。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、福井県およびえちぜん鉄道が別に定めるものとします。

以上